

監理団体の業務の運営に関する規程

(2024年 06月 01日 改正)

事業所名：キャリアネット事業協同組合

代表理事 中 平 憲 助

監理団体の業務の運営に関する規程

キャリアネット事業協同組合

第1条 目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下『技能実習関係法令』という）に基づいて、本事業所において監理事業を行なうに当たって必要な事項について規程として定めるものです。

第2条 求人

1. 本所は『取扱職種の範囲等』の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金・労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
2. 求人の申し込み申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又は、その代理人の方が直接来所の上、所定の求人票によりお申込みください。尚、直接来所できない時は、郵便・電話・ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん、申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらず返却いたしません。

第3条 求職

1. 本事業所は、『取扱職種の範囲等』の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
2. 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関）から求職の申込みの取次ぎを受ける時は、所定の求人票（別紙⑤）によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4条 技能実習に関する職業紹介

1. 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるように、極力お世話いたします。
2. 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
3. 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

4. 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
6. 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
7. 就職が決定しましたら求人された方から監理費(職業紹介費)を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5条 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1. 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法)によって3ヶ月に1回以上の頻度で監査を行う他、技能実習認定の取消しの事由に該当する疑いがあると認められた時は、直ちに監査を行います。
2. 第1号の団体監理型技能実習に係る技能実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1ヶ月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うと共に、団体監理型実習実施者に対して必要な指導を行います。
3. 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
4. 第1号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って、入国後講習を実施し、且つ入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
5. 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
6. 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
7. 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
8. 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
9. 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けると共に、本規定をインターネットにより公表(インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を掲示)します。
10. 技能実習の実施の継続が困難となった場合には、技能実習を希望する技能実習生が引き続き技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
11. 上記の他、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6条 監理責任者

1. 本事業所の監理責任者は 小池由起 です。
2. 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備

- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7条 監理費の徴収

1. 監理費は団体監理型実習実施者等あらかじめ用途及び金額を明示した上で、徴収します。
2. 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費交通費、ま外国の送出国へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
3. 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては、入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
ま
4. 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費、その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
5. 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表1の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る）の額を超えない額とします。

第8条 その他

1. 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速且つ適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
3. 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4. 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
5. 本事業所の取扱職種の範囲等は、別紙1によって記されている職種です。
6. 本事業所の求職者の取扱地域の範囲等は、別表2に定める送出し国及び国内で、求人者は本会の国内会員に限ります。
7. 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

第9条 雑則

この規程定めのない事項については、監理責任者並びに実習実施機関責任者等を含めて協議の上、決定することとします。

2024年06月01日

団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

農業関係

コード	職 種	作 業
1- 1-1	耕種農業	施設園芸
1- 1-2		畑作・野菜
1- 1-3		果樹

建設関係

コード	職 種	作 業
3- 5-1	建築大工	大工工事作業
3- 6-1	型枠施工	型枠工事作業
3- 7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
3- 8-1	とび	とび作業
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき作業
3-12-1	左官	左官作業
3-13-1	配管	建築配管作業
3-13-2		プラント配管作業
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事作業
3-15-3		鋼製下地工事作業
3-15-4		ボード仕上げ工事作業
3-15-5		カーテン工事作業
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
3-21-1	建設機械施工	押土・整地作業
3-21-3		掘削作業

食品製造関係

コード	職 種	作 業
4- 6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
4- 7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
4- 9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

機械・金属関係

コード	職 種	作 業
6- 5-1	金属プレス加工	金属プレス作業
6- 7-1	工場板金	機械板金作業
6-10-3	仕上げ	機械組立仕上げ作業
6-11-1	機械検査	機械検査作業
6-12-1	機械保全	機械系保全作業
6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て作業

その他

コード	職 種	作 業
7- 2-1	印刷	オフセット印刷作業
7- 3-1	製本	製本作業
7- 4-2		射出成形作業
7- 6-2		金属塗装作業
7- 7-1	溶接	手溶接
7- 7-2		半自動溶接
7- 8-1	工業包装	工業包装作業
7- 9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
7- 9-2		印刷箱製箱作業
7- 9-3		貼箱製造作業
7- 9-4		段ボール箱製造作業
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
7-13-1	介護	介護
7-14-1	リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ

2024年 04月 01日現在

キャリアネット事業協同組合 

